

## 公益財団法人愛媛県消防協会事務局の組織及び事務分掌に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人愛媛県消防協会（以下「協会」という。）事務局の組織及び事務分掌に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(職名)

第2条 協会に次の職を置くことができる。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 主幹
- (4) 主任
- (5) 主事

(事務分掌)

第3条 協会の事務分掌は、別表のとおりとする。

(職員の職務)

第4条 公益財団法人愛媛県消防協会定款第45条第2項に掲げる事務局長及び職員（以下「職員」という。）は、次の各号に掲げる区分の職務を行うものとする。

- (1) 事務局長は、協会の事務を統括し、職員の管理、監督を行う。
- (2) 事務局次長は、事務局長を補佐するとともに上司の命を受けて所轄の事務を掌握する。
- (3) 主幹は、事務局長及び事務局次長を補佐するとともに上司の命を受けて所轄の事務を掌握する。
- (4) 主任は、主幹を補佐するとともに上司の命を受けて所轄の事務を掌握する。
- (5) 主事は、上司の命を受けて事務を掌握する。

(事務局長等の代理)

第5条 事務局長が欠けたとき、又は事故があるときは、事務局次長がその職務を代理する。

2 事務局次長が欠けたとき、又は事故があるときは、主幹又は主任がその職務を代理する。

(補則)

第6条 協会の事務決裁、文書取扱及び公印管理に関する事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この規則は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 愛媛県消防協会事務局の組織分掌事務に関する規則は、廃止する。

### 別表（第3条関係）

- (1) 会議に関すること。
- (2) 協会予算連絡調整に関すること。
- (3) 公益財団法人愛媛県消防協会定款の改廃等に関すること。
- (4) 財産取得、管理処分に関すること。
- (5) 人事管理に関すること。
- (6) 協会の渉外に関すること。
- (7) 職員の出張に関すること。
- (8) 殉職消防職（団）員慰霊祭に関すること。
- (9) 消防大会に関すること。
- (10) 出初式に関すること。
- (11) 庶務に関すること。
- (12) 給与、諸手当に関すること。
- (13) 監査に関すること。
- (14) 研修に関すること。
- (15) 愛媛県からの補助金、交付金に関すること。
- (16) 日本消防協会の火災共済、福祉共済、互助年金等に関すること。
- (17) 日本消防協会が実施する女性消防団員の制服申請に関すること。
- (18) 全国女性消防団員活性化大会に関すること。
- (19) 日本消防協会表彰に関すること。
- (20) 愛媛県消防協会表彰に関すること。
- (21) 物資斡旋に関すること。
- (22) その他必要な事務に関すること。